

開発行為等に係る水道施設の負担金 工事取扱要綱

令和 5 年 2 月 6 日改正
宮崎市上下水道局

開発行為等に係る水道施設の負担金工事取扱要綱

(令和5年 2月 6日告示第140号)

(目的)

第1条 この要綱は、宮崎市開発地給水指導要綱（以下「給水指導要綱」という。）の規定に基づき、配水管及び送水管（以下「配水管等」という。）を新たに布設する工事、増口径布設替をする工事及び水道施設の設置を必要とする工事（以下「工事」という。）の申請及び負担金等、必要な事項について定めるものとする。

(工事の申請)

第2条 工事の申請を行う者（以下「開発者」という。）は、申請書及び次の各号に掲げる書類を、宮崎市上下水道事業管理者（以下「管理者」という。）に提出しなければならない。

- (1) 給水指導要綱5条第1項における協議書
- (2) その他、管理者が必要とするもの

(設計図書の作成及び精査)

第3条 開発者は、工事に伴う設計図及び設計書を作成し、管理者の精査を受けるものとする。

(工事の施工)

第4条 この要綱により布設する配水管の口径は、75mm以上を原則とする。ただし、将来の水需要等を考慮し最低50mmを限度として管理者が決定する。

2 工事は、当該年度の予算の範囲内で、開発者の費用負担により管理者が施工するものとする。

(費用の負担)

第5条 開発者は、次の各号に定める費用（以下「工事負担金」という。）を負担しなければならない。なお、事務費の算出は、簡易水道等施設整備費国庫補助金交付要綱別表第2の規定によるものとする。

- (1) 工事負担金は工事に要する費用とし、工事負担金の算出方法は、開発行為等に伴う工事負担金フロー（別表第1）及び開発行為等に伴う工事の負担金パターン表（別表第2）に基づくものとする。ただし、前条第1項において管理者が開発者の必要とする管口径以上で布設をする必要があると認めた場合は、その増口径分の工事に要する費用については管理者の負担とする。

- (2) 受水槽及びポンプの設置等が必要となる場合は、その設置に要する費用。

2 前項第2号において、通常の給水に電気料等の維持管理費を伴う場合、電気料等の10ヶ年相当分の費用を負担しなければならない。

3 開発者は、第1項及び第2項に定めるもののほか、管理者が特に必要と認めた費用を負担しなければならない。

- 4 開発者が負担する消費税の加算については、各年度当初に管理者が決定するものとする。

(工事負担金の算出)

第6条 管理者は、工事負担金の算出について別途定めるものとする。

(工事負担金等の通知及び承諾)

第7条 管理者は、工事負担金算出後、工事負担金等について開発者に通知するものとする。

2 開発者は、前項の通知の内容に異議がない場合は、承諾書を管理者に提出するものとする。

(協定の締結)

第8条 管理者と開発者は、給水指導要綱第7条の規定により協定を締結するものとする。

(工事負担金の納入)

第9条 開発者は、工事負担金を管理者が指定する期日までに納入しなければならない。ただし、開発者が国（公団を含む。）及び地方公共団体（公社を含む。）等のほか、管理者が特に認める場合はこの限りでない。

(工事負担金の精算)

第10条 管理者は、工事完成後に精算し、工事負担金の額に差が生じた場合には、追徴又は還付するものとする。

(維持管理費の算出及び納入)

第11条 管理者は、水道施設の設置に伴い維持管理費が生じる場合は、開発者に算出させるものとする。

2 開発者は、算出した維持管理費を管理者が指定する期日までに納入しなければならない。

(費用の納期限)

第12条 要綱第9条、第10条及び第11条に規定する費用の納期限は、納入通知書発行の日の属する月の翌月の末日とする。

(固定資産の帰属)

第13条 開発者は、給水指導要綱第13条の規定により、布設、設置した水道施設を管理者に帰属させるものとする。

(施設等の管理)

第14条 前条により帰属した水道施設の維持管理は、管理者が適正に行うものとする。

(その他)

第15条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は管理者が別途定める。

附 則

この要綱は昭和46年4月20日から施行する。

附 則

この要綱は平成 4年 2月25日から施行する。

附 則

この要綱は平成10年 4月 1日から施行する。

附 則

この要綱は平成15年 5月 1日から施行する。

附 則

この要綱は平成17年 4月15日から施行する。

附 則

この要綱は平成20年 4月1日から施行する。

附 則

この要綱は平成26年 5月 1日から施行する。

附 則

この要綱は令和5年 2月 6日から施行する。